

物干しざおなどの移動販売による高額な請求にご注意を

【相談】「物干しざお1本3千円」とアナウンスが聞こえたので、移動販売車を呼び止めた。念のため1本いくらか確認すると、金額は言わずに価格表を見せられた。「ここだ」と指差されたところが3千円に見えたので、3本注文した。業者は素早く長さを測り、うちの物干し台に合う長さに切った。1万円でお釣りをもらおうとしたら「全部で9万円だ」と言われて驚いた。「1本3千円ではないのか」と追及したが、1本3万円だと譲らない。抗議をしても「もう切ってしまったので返品できない」と言われ、仕方なく9万円を支払ったがお金を返してほしい。

【アドバイス】物干しざおや物干し台などの移動販売で、安い価格で呼び掛けておき、支払い時に高額な料金を請求するというトラブルが相次いでいます。消費者が巡回中の業者を呼び止めて、さおを切ってしまったという断りにくい状況に追い込まれます。手持ちの現金が足りないと、コンビニなどのATMに連れて行かれて支払いを強制される場合もあるようです。クーリング・オフ（無条件の契約解除のこと）ができる場合がほとんどですが、実際の返金交渉は困難です。領収書をもらっていなかったり、領収書に書かれている連絡先に電話してもつながらなかったりするからです。物干しざおは長いので、移動販売は便利ですが、配達してくれるホームセン

ターなどもありますので、いろいろ検討してみましよう。

●購入前には「1本〇〇円ですね。それ以上の支払いはありませんね」と確認しましょう。

●移動販売車のナンバーを控えておくことも有効です。

●すごまれて恐怖を感じたら、近所の人や警察に助けを求め、早めに消費生活センターに相談してください。